

【 公定価格について① 】

1. 4・5歳児の配置基準の見直し及び経過措置について

＜変更点＞ 4・5歳児の配置基準の変更と、それに伴う加算の新設

4・5歳 令和5年度まで 30:1 配置 → 令和6年度から 25:1 配置

※ただし、経過措置として、当分の間は30対1の配置により運営することも妨げず、25対1の配置を行った施設においては、4歳以上児配置改善加算(仮)が適用される予定です。

(以下国資料抜粋↓↓)

●4・5歳児の職員配置基準は30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置(※)を設ける。これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、4・5歳児の25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

【 公定価格について② 】

2. 3歳児配置基準の見直し及び経過措置について

＜変更点＞ 3歳児における配置基準の変更

3歳 令和5年度まで 20:1 配置 → 令和6年度から 15:1 配置

※ただし、経過措置として当分の間は20対1の配置により運営することも妨げず、15対1の配置を行った施設においては、従来どおり、3歳児配置改善加算が適用となります。

(以下国資料抜粋↓↓)

●3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準の改正(20:1→15:1)を行う。(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)

【 公定価格について③ 】

3. 主任保育士専任加算要件の見直し

＜変更点＞ 0歳児の利用に係る新たな要件を創設。

【令和6年度】～変更後～

⇒ ①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、0歳児3人以上の要件を満たしたものと取り扱う。

【 公定価格について④ 】

4. 小学校接続加算の見直し

＜変更点＞ 小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、加算額の見直しを行う。

⇒下記要件 i ～ ii を満たした場合を一段階目、下記要件 i ～ iii を満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

要件 i : 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。

要件 ii : 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。

要件 iii : 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

※加算単価については、国からの提供があり次第、HP等を介して別途共有いたします。

【市加算運営費について①】

1. 夜間保育の延長項目の追加

夜間保育に係る朝の延長保育について、**2.5時間及び3時間の加算項目を追加した。**

2. 地域活動事業費及び衛生管理加算における申請書の廃止について

令和6年度から地域活動事業費及び衛生管理加算の申請書を廃止

●地域活動事業費

地域活動事業費については、**認定申請書による紙での申請は廃止**し、請求ソフトによる申請・請求を適宜行えるよう、取扱いを変更します(加算限度額は1施設当り年額200,000円)。事業の実施に要する費用(実績金額)が確定次第、請求ソフトにより申請・請求を行ってください(**各年度1回のみ**)。

ただし、**実績報告については、従前の取り扱いと同様に実施する。**

●衛生管理加算

衛生管理加算については、令和6年度から認定申請書による紙での申請を廃止し、当該加算の要件に適合する場合には、請求ソフトによる請求・申請によって4月から請求できるものとする。また、請求については4月から毎月請求をすることが可能。

※当該事業に適合するかどうかは「令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号市独自加算における衛生管理加算の新設について(通知)」及び「衛生管理加算に関するFAQ.」を御参照ください。

【市加算運営費について②】

3. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。

- ・障害児保育費、延長保育費、週40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市休日保育加算 ※変更後の単価は、資料6参照